

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための 産業競争力強化法等の一部を改正する法律案の概要

背景・法律案の概要

- ✓ 米国の関税措置等の国際経済事情の変化、資源価格の変動等によるインフレ圧力、人口減少や少子高齢化等の**経済社会情勢が変化**する中、**産業競争力の一層の強化を図る**ためには、**我が国企業の事業活動を持続的に発展**させることが重要。
- ✓ このため、①**国内投資の促進による事業の高付加価値化**、②海外需要開拓や安定的な原材料確保を通じた**供給網の強靱化**、③事業活動の基盤となる**用地の整備や担い手の確保に資する生活基盤の維持**を一体的に行う。

1. 事業の高付加価値化のための設備投資の促進【産業競争力強化法】

- **国内での高付加価値な成長投資を、「大胆な投資促進税制」や、計画認定制度に基づく金融支援等により促進。**
 - (1) **「大胆な投資促進税制」による国内における高付加価値な成長投資の促進**
 - **全業種を対象に、①投資利益率が15%以上、②投資規模が35億円(中小：5億円)以上等の「特定生産性向上設備等」を経済産業大臣が確認した場合に、即時償却又は税額控除7%等を適用。**
※租税特別措置法に基づく特例。令和11年3月31日までに投資計画の確認を受けた者が確認を受けた日から5年の間に取得等をして事業の用に供した機械及び装置、建物、建物付属設備、構築物、器具備品、工具、ソフトウェアが対象
 - 事業適応計画（国際経済事情激変型）の認定を受けた事業者については、**最大3年間、税額控除の繰越が可能。**
 - (2) **金融支援による高付加価値な成長投資に向けた資金調達の円滑化**
 - 事業適応計画（国際経済事情激変型・事業費上昇型）の主務大臣認定を受けた場合に、金融支援を措置（日本政策金融公庫のツーステップローン等、中小機構の債務保証、社債管理者の設置義務の緩和）。

2. 本邦企業の供給網の強靱化への対応【貿易保険法】

- (1) **本邦企業の供給網の強靱化の対応のために特に必要な外国政府との取決め**（日米政府の戦略的投資イニシアティブを想定）に係る**特別な引受業務の創設**
- (2) 特別な引受業務の経理を行う**特別勘定**、特別勘定の健全性の確保等のための**国債の交付に係る措置の創設**

3. 産業用地等の産業基盤の整備【地域未来投資促進法】

- (1) **産業用地確保のための既存用地の条件改善**
 - 生活環境との調和、地元の理解を前提に、「**地域経済牽引事業**」※の用に供される**工場等の工場立地法の緑地規制を特例緩和**
※地域の特性を生かして高い付加価値を創出する事業
 - **地域経済牽引事業の用に供されるデータセンター**（工業用水給水区域に限る）に対する、**工業用水の供給の義務付け**
 - 財政力の低い自治体が、地域経済牽引事業に係る**土地・建物の固定資産税を減免**する場合に**減収分を国が補填する措置**について、**機械・装置を対象に追加**
- (2) **産業用地整備に係る計画承認制度の創設**
 - **都道府県又は市町村による地域経済牽引事業のための産業用地の整備に関する計画の承認**
 - ① 官民連携で産業用地の整備を進める際の**土地譲渡に係る課税特例**※
 - ② **中小機構による融資及び助言**
※租税特別措置法に基づく措置

4. 産業の担い手の確保に資する生活基盤の維持【産業競争力強化法】

- (1) **生活維持役務等供給事業効率化の計画認定制度の創設**
 - 生活必需品の販売、交通、物流、SS（ガソリンスタンド等）、自動車整備等の需要減少・供給不足に対応し、**事業の効率化（合理化、多角化、広域化）により採算性向上**を図る計画を認定。
 - **主務大臣が実施指針**を策定し、事業者が申請した計画を**行政庁（市町村長、都道府県知事又は主務大臣）が認定**。
 - ①金融支援：**信用補完、公庫の低利融資、中小機構等の債務保証**
 - ②事業円滑化：**生協の員外利用許可と事業計画の認定手続のワンストップ化**
地方公務員が参画する事業計画における兼業許可権者との事前協議
（認定及び許可の判断の整合性を確保し、円滑な事業実施を可能に）
 - ③組織変更等：**事業協同組合等の設立要件の緩和**（発起人数：4人→3人）、**事業譲渡の債権者承認手続の簡素化**等
- (2) **支援機関の認定制度の創設**
 - **事業効率化の計画策定・伴走、情報提供等**を実施する**支援機関を認定**。
※ 商工団体、地域金融、生協、農協等の協同組合、産業・職能別団体等
• 市町村等は、認定支援機関等を構成員とする**協議会**を組織可能に

※このほか、令和2年の法改正において手当てする必要のあった、貿易保険法第22条及び地域未来投資促進法第2条第6項第3号の規定について、表現の適正化を行う。